

## プラスチックに係る資源循環の促進に関する協定書（案）

静岡市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、本市域内におけるプラスチックに係る資源循環の促進に向け、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、静岡市域にて発生する家庭ごみに含まれるプラスチック製容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物（以下「プラスチック資源」という。）の再商品化を実現するために甲及び乙が共同研究を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （共同研究の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について共同研究を行う。

- （1）静岡市域にて発生するプラスチック資源について、効率的かつ安定的な再商品化を実現するための計画等の作成に関すること。
- （2）プラスチック資源の再商品化を促進する取組・調査等に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、資源循環、脱炭素化、容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環法に関する事項等について、甲、乙間で協議して定める事項に関すること。

### （協議及び報告）

第3条 甲及び乙は、前条の共同研究に関し、相互に協議及び報告を行うものとする。

### （責務）

第4条 乙の行為に起因して第三者との間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく共同研究を行うに当たって知り得た相手方の秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、相手方から当該相手方に係る秘密情報の開示について書面により事前に承諾を得たときは、この限りでない。

### （本協定の変更）

第6条 甲及び乙は、相手方から本協定の内容について変更の申出があった場合は、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、この期間が満了する30日前までに、甲、乙いずれからもそれぞれの相手方に対し書面による特段の申し出がないときは、この期間は、更に1年間延長されるものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

(協定の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 前各号に定める場合のほか、乙がこの協定の条項に違反したとき。
- 2 甲は、本協定の目的を達成することができないと判断したときは、書面をもって通知することで、本協定を解除することができる。
- 3 前2項の規定によりこの協定が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。
- 4 第1項の規定によりこの協定が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

(個人情報保護)

第9条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を損害することのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。

(関係法令上の責任)

第10条 甲及び乙は、本協定の履行に関し、関係する各種法令等（静岡市の条例、規則等を含む。）を遵守するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡県静岡市葵区迫手町5番1号

甲

静岡市長 難波喬司 

乙